



4年ぶりに、マスクなしokの新年度を迎えました。とはいえまだまだ気のぬけない状況は続きそうですが、ひとまずいつもの日常へ回復の兆しが見えてきてひと安心です。年度替わりで出会いや別れ、歓送迎会も多い時期かとおもいます。感染対策をしっかりと、4年ぶりの行事を楽しむようにしましょう。



1. 労災

●新型コロナウイルス、Q&A 更新!

～5 類への移行を受けて～

→新型コロナウイルス感染症が **5 類に引き下げ**られることを受けて、事業主向けの Q&A 集が更新されました。

【**新型コロナウイルス Q&A**】(おもな変更部分)

①従業員が感染した場合、労災の対象になる?

A. **業務に起因**して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の**対象**に

②医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合、労災の対象になる?

A. 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の**対象**

③新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付があった場合、労災保険料に影響がある?

A. 5 類感染症に変更された後に労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による**労災保険料への影響**がありえる

→①、②はこれまで通り変更なく、業務との関連性が認められれば労災給付の対象になります。半面、③はメリット制の対象に戻り、**労災保険料率に影響**が出てきそうです。

2. 労働安全衛生法

●一人親方や労働者以外にも保護の対象に!

～4/1 から保護措置が義務化～

→**危険有害**(健康障害防止のための保護措置の実施が義務づけられている)な作業を行う事業者に、作業を請け負わせる**一人親方や**、同じ場所で作業を行う**他社の従業員や搬入業者や警備員等**、自社の**労働者以外の人**に対しても保護措置を行うことが義務化されました(令和 4 年 3 月号参照)。

＜作業の一部を請け負わせる**一人親方等**への義務＞

- ・請負人だけが作業をする場合も、事業者の局所排気設備等を稼働させる(または**使用を許可**する)等の配慮を行う
 - ・**特定の作業方法**が義務づけられている場合は、請負人へも作業方法を周知
 - ・労働者に**保護具**を使用させる義務のある作業は、請負人へもその旨周知(以下の‘労働者以外の人’へ、も同様)
- ※重層請負の場合は、**直下**の請負人(一次の場合は二次)に対してのみ義務あり。全部を請け負わせる場合は**対象外**。

＜同じ作業場所にいる**労働者以外の人**への義務＞

- ・労働者を**立入禁止**や**喫煙・飲食禁止**とする場所について、労働者以外の人にも禁止に
- ・事故等で労働者を**退避**させる必要がある場合は、労働者以外の人にも退避の対象に
- ・**化学物質の有害性**等揭示義務のあるものは、労働者以外の人にも見やすい場所に揭示

今月のピックアップ

●同一労働同一賃金～取組強化月間 3/15～5/31!～

春闘の流れを受けて、中小企業でも**賃金引き上げ**の気運を盛り上げるべく、企業への協力依頼、業界団体への直接要請、**同一労働同一賃金**徹底に向けた取り組みが強化されます。

●月 60 時間超残業の割増率引上げ～中小企業も対象に!～

4/1 から、**月 60 時間を超えた**場合の時間外割増が 25%→50%にアップします。同時間帯に深夜残業を行った場合は、+25%で**75%**の割増率になります。中小企業も適用開始です。

□ ■ お問い合わせ先 □

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

